

## 健全化判断比率等についてお知らせします

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）に基づき、健全化判断比率等（財政の健全性を判断する指標）を算定し、監査委員の審査及び議会への報告を行いましたので、公表します。  
 なお、健全化判断比率等には、指標毎に早期健全化基準が設定され、いずれか一つでも満たさない場合には、財政活動の制限を受けることになります。

### 1. 健全化判断比率の状況

本市の指標は、いずれも国が定める早期健全化基準以下ですので、財政状況は、概ね健全であるという状況です。

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和元年度	— (実質赤字額なし)	— (連結実質赤字額なし)	9.4%	45.2%
早期健全化基準	11.59%	16.59%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

#### 【実質赤字比率】

標準的な年間収入に対する一般会計の実質的な赤字額の割合で、数値が高いほど悪化していることを示すものです。

#### 【連結実質赤字比率】

標準的な年間収入に対する全ての会計の実質的な赤字額の割合で、数値が高いほど悪化していることを示すものです。

#### 【実質公債費比率】

標準的な年間収入に対する一般会計などの実質的な借入金の返済額の割合で、数値が高いほど悪化していることを示すものです。18%を超えると、起債が制限されます。

#### 【将来負担比率】

標準的な年間収入に対する一般会計、特別会計、一部事務組合、第3セクターなどが抱える負債残高の割合です。年間収入に対して負債額が何年分に相当するかを示すものです。本市は、45.2%ですので、約5か月分に相当します。

### 2. 資金不足比率の状況

全ての公営企業会計において、資金不足は発生していないため、概ね健全な運営が行われている状況です。

水道事業会計	下水道事業会計
— (資金不足なし)	— (資金不足なし)

#### 【資金不足比率】

公営企業会計ごとに、事業の規模に対する資金不足額の割合を示すものです。

### ◆◆◆◆◆ 監査委員の意見 ◆◆◆◆◆

健全化判断比率等の審査を終えた監査委員から、8月18日に意見書が市長に渡されました。意見の要旨は次のとおりです。  
 「本市の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回り、本市財政は適正に運営されている。しかしながら、合併特例措置の縮減による地方交付税の減少の影響を大きく受けるなか、多くの重要課題に取り組まなければならないが、本市財政を取り巻く環境は、より一層厳しい状態が続くことが予想される。については、自主財源の根幹である市税収入の確保、行財政改革の推進、財源の効率的かつ効果的な運用に努め、将来にわたり健全で安定的な行政運営を持続できるよう、更なる財政基盤の確立に向けた取組みを進められたい。」

★**地方交付税**  
 全国すべての市町村が等しく一定水準の行政サービスを提供できるように、税収の少ない市町村に対して国税の一部から配分されるお金です。  
 ★**国庫支出金**  
 特定の事業に対して国から支出されるお金です。  
 ★**市債**  
 1年を超える借入金のことです。道路を造ったり多額の資金を必要とするときに、国や銀行からお金を借ります。  
 ★**臨時財政対策債**  
 本来普通交付税として交付されるべき特別交付金です。元利償還金については後年度交付税として措置されます。  
 ★**一般財源**  
 市税や普通交付税など使用目的が限定されない収入のことです。

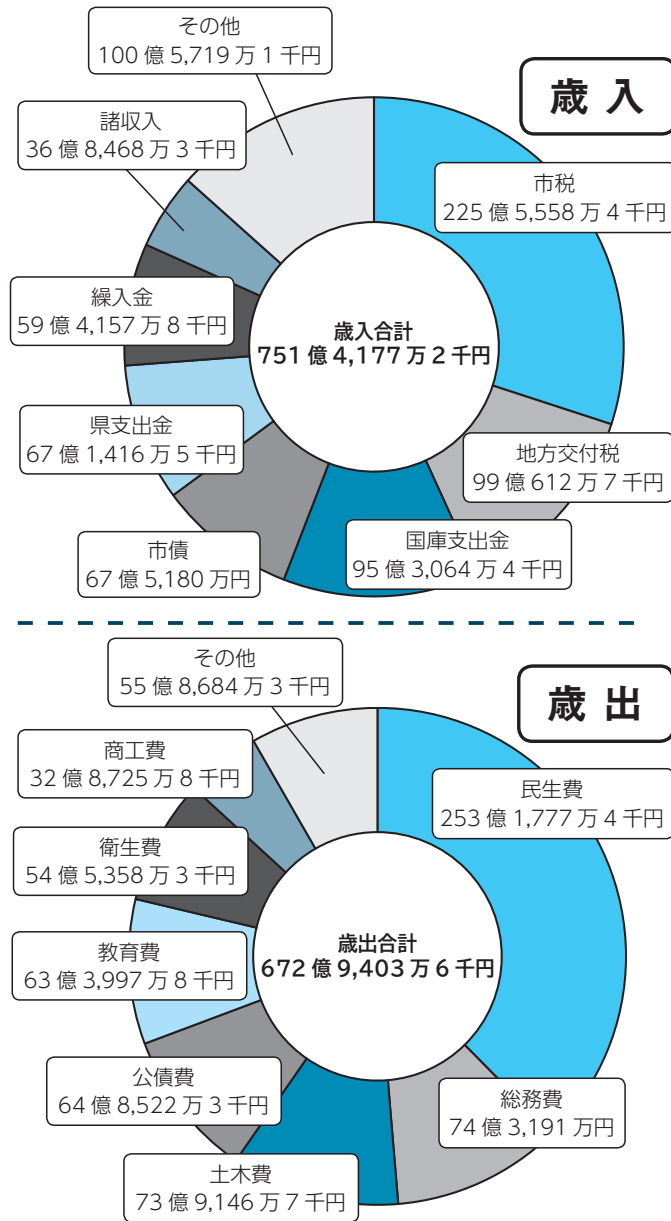
## 財政用語解説

# 栃木市の令和元年度決算状況

## ○一般会計の決算

令和元年度の一般会計の決算は、歳入（収入）が751億4,177万2千円、歳出（支出）が672億9,403万6千円でした。差し引きは78億4,773万4,377万円含まれているため、実質的な収支は50億3,996万6千円の黒字となりました。歳入・歳出の内訳は左図のとおりです。

◆問合先◆ 財政課 ☎(21)23322



## ○一世帯あたりの行政コスト

(令和2年3月31日現在世帯数 65,764世帯)

分野	一世帯あたりの行政コスト(円)	割合(%)
民生費	高齢者、障がい者、生活保護など福祉のための経費	384,979 37.6
総務費	税務や市役所の全般的な事務の経費	113,009 11.1
土木費	道路・公園・河川などを整備する経費	112,394 11.0
公債費	市債の元金返済や利息の支払いのための経費	98,614 9.6
教育費	小中学校の整備・運営や社会教育のための経費	96,405 9.4
衛生費	各種検診やごみ処理等の経費	82,926 8.1
商工費	中小企業の支援、観光など商工業振興の経費	49,986 4.9
その他	議会運営、労働者の支援、農林業の振興、消防に関する経費	84,953 8.3
<b>合計</b>		<b>1,023,266</b>

## ○特別会計

(単位：千円)

区分	歳入	歳出
国民健康保険	19,108,896	18,676,081
後期高齢者医療	1,930,541	1,915,401
介護保険（保険事業勘定）	14,691,594	14,561,628
介護保険（介護サービス事業勘定）	70,349	65,002
<b>合計</b>	<b>35,801,380</b>	<b>35,218,112</b>

## ○企業会計

(単位：千円)

区分	収入	支出
水道事業	収益的収支（事業運営を目的とした収支）	2,659,498
	資本的収支（施設整備を目的とした収支）	519,072
下水道事業	収益的収支（事業運営を目的とした収支）	4,025,158
	資本的収支（施設整備を目的とした収支）	1,584,403

※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、積立金等で補てんしています。

## ○市債残高（臨時財政対策債を含む）

(単位：千円)

一般会計		市債全体（一般会計・特別会計・企業会計）	
平成30年度末	令和元年度末	平成30年度末	令和元年度末
57,978,475	58,534,807	91,515,045	90,597,460

## ○目的税の使いみち

(単位：千円)

税目	収入額	使いみち
入湯税	19,669	・観光振興のための支出 ・消防施設整備のための支出
都市計画税	773,245	・土地区画整理、下水道整備等のための支出 ・上記の事業を実施したときに借入れた市債の返済のための支出

※都市計画税の用途の詳細については、栃木市HPへ掲載しております。